平成２５年（フ）第６８号
青森県八戸市長苗代３丁目３番１号
債務者　田名部百合子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
松江市東出雲町揖屋2751番地14、前住所島根県益田市久城町736番地２
債務者　船越　雅彦
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８２号
松江市浜乃木１丁目25番31号コーポ木幡202号
債務者　宍戸　一雅
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９号
山口県光市室積新開１丁目３番31号メゾン・ドゥ・プラージュ101号室
債務者　棟近　保英
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第４０号
山口県光市室積新開１丁目３番31号メゾン・ドゥ・プラージュ101号室
債務者　棟近　仁美
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１５５９号
大阪市平野区長吉長原東２丁目１番３―603号
債務者　立田　明広
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１９０号
大阪府高槻市萩之庄２丁目５番21号
債務者　林　　利幸
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３２８号
大阪府豊中市本町２丁目１番12号、前住所大阪府箕面市桜井２丁目４番３―202号
債務者　**盛**影　君夫
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５０５号
大阪府門真市南野口町34番15号　ゾンネンブルーメ103号
債務者　新納　秀樹
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６８２号
大阪府枚方市中宮山戸町15番46号
債務者　林　衣里香
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６９４号
大阪府寝屋川市池田北町24番２―416号
債務者　藤原　圭子（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８４５号
大阪府八尾市安中町８丁目８番20号
債務者　平見　幸子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８４６号
大阪市西区京町堀３丁目８番５―306号
債務者　佐々木弥生
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８５３号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番18―102号
債務者　有本　恭子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８６７号
大阪府八尾市山城町２丁目２番22号　片岡住宅28号
債務者　和田　　稔
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３７号
千葉県市川市南行徳２丁目12番15号　エメラルドハイツ203号
債務者　當金　和美
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４４６号
千葉県市川市本行徳2554　キムラ工業内、住民票上の住所千葉県大網白里市みどりが丘４丁目46番地11
債務者　平野　一茂
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係